三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友DS日本債券ファンド(愛称:ベガ) 信託約款の変更(予定)に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、掲題ファンド (以下「当ファンド」といいます。) について、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

つきましては、このお知らせをお読みになり、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

この信託約款の変更に関してご異議のある場合は、異議申立を行うことができます。詳しくは、「Ⅱ:異議申立等」をご参照ください。

なお、当ファンドの信託約款の変更に関してご賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

I:信託約款の変更の概要

- 1. 信託約款の変更を行う投資信託の名称 三井住友 D S 日本債券ファンド
- 2. 信託約款の変更内容および理由

NISA制度における成長投資枠の対象ファンドとしての要件に適合させるため、信託約款の「運用の基本方針」において、ポートフォリオの平均年限の調整範囲やデリバティブ取引の利用目的等について制限を加える約款変更を行います。

3. 信託約款変更日および適用日

信託約款変更日 : 2024年7月18日 信託約款変更適用日: 2024年8月8日



Ⅱ:異議申立等

1. 異議申立手続き等について

この信託約款の変更に関しましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に 基づき、ご異議のある受益者の方は異議申立を行うことができます。

上記の信託約款の変更に関してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

<補足説明>

【1. 異議申立結果と信託約款の変更について】

ご異議を申立てられた受益者の方の保有する受益権の口数が2024年6月5日現在の受益権 総口数の2分の1を超えない場合に信託約款の変更が行われます。2分の1を超えた場合は、 信託約款の変更は行わず、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を公告し、また速やかに 受益者の皆さまに書面でお知らせします。

【2. 買取請求について】

この信託約款の変更が予定通り行われることとなった場合、ご異議を申立てられた受益者の方は、 弊社より別途ご案内する方法により、ご自身の受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社 に対して請求することができます。(ご異議を申立てられた場合であっても買取請求をしなければな らないものではありません。)

その際の買取価額は、一部解約に準じて、受益者の方から買取請求の必要書類を受託会社が受領した日の当日の基準価額となります。

上記の手続きが必要となるため、買取代金のお受取りまでに通常のご換金よりも日数を要する可能性がございます。

なお、受託会社より買取代金をお支払いする際の振込手数料等の費用が差し引かれます。



2. 異議申立手続きの日程

手続きの日付	詳細
異議申立受付期間	異議申立受付期間中に、異議申立書面を送付することにより、この信託
2024年6月5日~	約款の変更に関するご異議を申立てることができます。
2024年7月9日	2024年7月9日の弊社到着分までを有効とします。
信託約款変更の成否決定	異議申立を行った受益者の受益権の口数を集計し、受益権総口数の 2
2024年7月10日	分の 1 を超えない場合に、信託約款の変更の実施が決定されます。
信託約款変更日	<信託約款の変更が決定した場合>
2024年7月18日	信託約款の変更を実施します。(※変更適用日は2024年8月8日)
買取請求受付期間	<信託約款の変更が決定した場合>
2024年7月18日~	異議申立を行った受益者の方は、受託会社に対し、信託財産をもって、
2024年8月6日	保有する受益権の買取を請求できます。
信託約款変更適用日	<信託約款の変更が決定した場合>
2024年8月8日	変更後の信託約款が適用されます。

3. 異議申立の方法

信託約款の変更に対しご異議のある場合は、このお知らせと同送しております「異議申立書面」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて異議申立受付期間中に弊社宛にご送付ください。 ご異議のない場合は書面の送付等は必要ございません。

〈異議申立書面の記載内容〉

次の①~⑥を記載してください。

- ①住所、②氏名、③電話番号(日中連絡先)、④ファンド名、
- ⑤取扱販売会社名、取引店名、口座番号*、 ⑥信託約款の変更について反対する旨
- * 当ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取扱販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。
- ※記載内容に不備があるときは、ご異議の申立を受付けできない場合がありますので、よくご確認ください。
- ※異議申立をされた受益者の方の当ファンド保有受益権口数については、弊社より取扱販売会社に対して確認させて頂きます。

<送付先>

〒105─6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 商品企画部 宛
- ※同封の返信用封筒とは、別の郵便番号となっています。



Ⅲ:個人情報取得の目的等

弊社が知りえた個人情報は、異議申立手続きのために必要な範囲でのみ利用し、その他の目的には使用いたしません。また、弊社は取得した個人情報を必要な範囲で取扱販売会社および受託銀行(再信託受託銀行を含みます。)と共有いたしますので、ご了承ください。

IV:本件に対するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の方の販売会社でのお取引情報は、運用会社である弊社では保有しておりません。口座の残高等のお取引情報に関しましては、販売会社にてご確認くださいますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
- コールセンター 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

くお客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。



運用の基本方針

2. 運用方法

(2)投資態度

① 公社債等への投資にあたっては、安定したインカムゲインの確保を図るとともに、投資環境等に応じて債券先物取引等の派生商品を活用します。

新

〈削除〉

- ② 資金動向、市況動向等によってはこのような運用ができない 場合があります。
- ③ 国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。
- ⑤ デリバティブ取引 (法人税法第61条の5で定めるものをいいます。) は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3)投資制限

(1)~(2) 略)

〈削除〉

- ③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社 債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 投資信託への投資は、取得時において信託財産の純資産 総額の5%以下とします。
- ⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

運用の基本方針 2.運用方法

(2)投資態度

① 公社債等への投資にあたっては、安定したインカムゲインの確保を図るとともに、投資環境等に応じて債券先物取引等の派生商品を活用し、キャピタルゲインの獲得を目指します。

旧

- ② 債券先物取引等の派生商品の活用は、組入れ債券の価格変動リスクを回避するだけでなく、市況動向等に応じてポートフォリオの平均年限を-5年程度~+10年程度(長期債換算で50%程度の売り建て~100%程度の組み入れ)の範囲内で行ないます。
- ③ 資金動向、市況動向等によってはこのような運用ができない場合があります。
- ④ 国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。

〈新設〉

(3)投資制限

(1)~(2) 略)

- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社 債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10% 以下とします。
- ⑥ 投資信託への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ② デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

以上

